

会 費 に 関 す る 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、本協会の会費について定める。

(会 費)

第2条 会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 4, 4 4 0円
- (2) 賛助会員 年額 50, 0 0 0円以上
- (3) 特別会員 年額 6, 0 0 0円以上

(変 更)

第3条 この規則は、社員総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければ、改正できない。

付 則

1. この規則は、平成11年8月20日から実施する。
2. 平成24年10月1日 第3条 一部改正
3. 令和6年6月26日 第2条 一部改正
この改正は、令和7年4月1日より実施する。